

資料 1

中村川における特定都市河川の指定と 流域水害対策計画の策定について

- 流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大 集水域
 [国・市、企業、住民]
 雨水貯留浸透施設の整備、
 ため池等の治水利用

流水の貯留 河川区域
 [国・県・市・利水者]
 治水ダム建設・再生、
 利水ダム等において貯留水を
 事前に放流し洪水調節に活用
 [国・県・市]
 土地利用と一体となった遊水
 機能の向上

**持続可能な河道の流下能力の
維持・向上**
 [国・県・市]
 河床掘削、引堤、砂防堰堤、
 雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす
 [国・県]
 「粘り強い堤防」を目指した
 堤防強化等

② 被害対象を減少させるための対策

**リスクの低いエリアへ誘導／
住まい方の工夫** 氾濫域
 [国・市、企業、住民]
 土地利用規制、誘導、移転促進、
 不動産取引時の水害リスク情報提供、
 金融による誘導の検討

浸水範囲を減らす
 [国・県・市]
 二線堤の整備、
 自然堤防の保全



③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実 氾濫域
 [国・県]
 水害リスク情報の空白地帯解消、
 多段階水害リスク情報を発信
避難体制を強化する
 [国・県・市]
 長期予測の技術開発、
 リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化
 [企業、住民]
 工場や建築物の浸水対策、
 BCPの策定

住まい方の工夫
 [企業、住民]
 不動産取引時の水害リスク情報
 提供、金融商品を通じた浸水対
 策の促進

被災自治体の支援体制充実
 [国・企業]
 官民連携によるTEC-FORCEの
 体制強化

氾濫水を早く排除する
 [国・県・市等]
 排水門等の整備、排水強化

➤ 令和3年の法改正により、開発による流出増に加えて、気候変動による降雨量増加に対応するため都市部の河川のみならず全国の河川に対象を拡大し、流域のあらゆる既存施設を活用したり、リスクの低いエリアへの誘導や住まい方の工夫も含め、流域全体で総合的かつ多層的な対策を実施することとなった。
(総合治水から流域治水への転換)

▼特定都市河川の指定対象

市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川



自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川

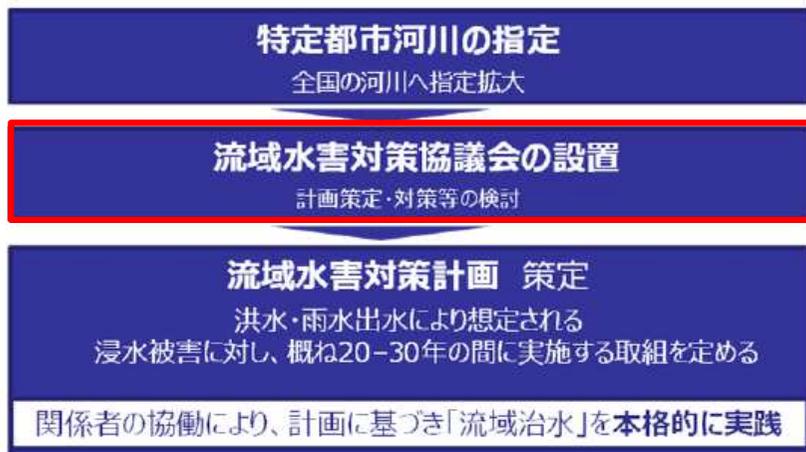


↑法改正により追加

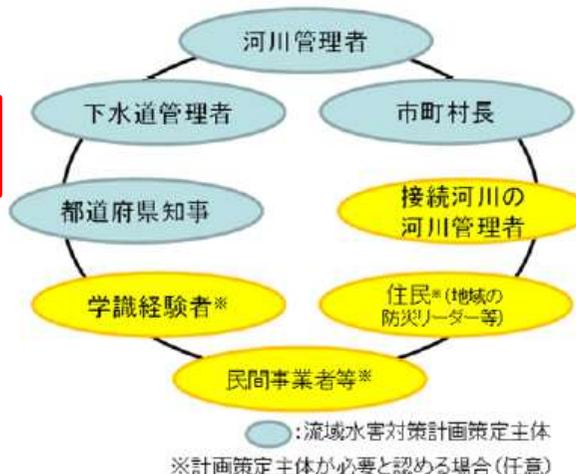
引用：「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン」（令和5年1月）

▼流域治水の計画・体制の強化

→
法改正により追加



【流域水害対策協議会の構成イメージ】



(協議会設置)

国土交通大臣指定河川:設置必須
都道府県知事指定河川:設置任意

(構成員)

流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

(協議事項の例)

流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

⇒ **構成員は協議結果を尊重**

引用：「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン」（令和5年1月）

中村川における 特定都市河川の指定

これまでの経緯

- 中村川では、令和4年8月洪水により甚大な被害を受けたことから、**「中村川流域治水緊急対策」**を策定し、浸水被害の防止・軽減に向けた取組を進めている。
- 一方で、**気候変動による降雨量の増加や海面潮位の上昇**等を考慮すると、**浸水リスクはさらに増加**するものと予想される。
- このような状況から、**流域治水の取組を更に深化し、実効性の高いものとする必要**がある。



指定する目的

- 特定都市河川の指定により、河川改修や内水対策等の**ハード対策をより一層強化**する。
- 法的枠組みのもと、**雨水流出の抑制や土地利用規制など、流域一体となった浸水被害防止**に取り組む。



指定の時期

- 令和6年7月31日、中村川等3河川を**特定都市河川に指定**。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
取組内容	合意形成	指定	流域水害対策計画の検討・策定 浸水被害対策の実施		

特定都市河川の指定等の状況(令和7年6月10日時点)

○「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法*の中核をなす**特定都市河川浸水被害対策法**に基づき、**特定都市河川の指定を全国の河川に拡大**

*特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

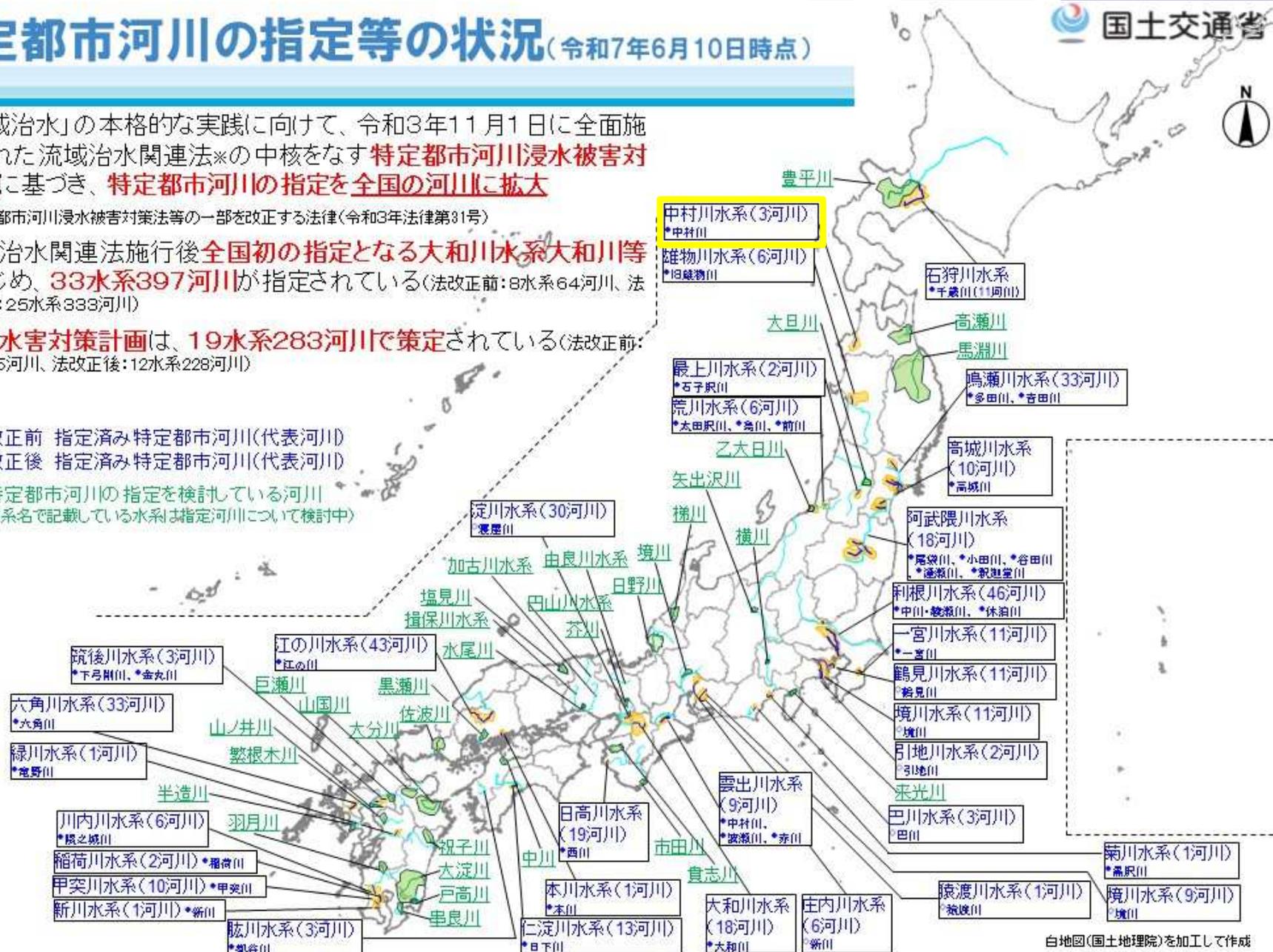
○流域治水関連法施行後**全国初の指定となる大和川水系大和川等**をはじめ、**33水系397河川**が指定されている(法改正前:8水系64河川、法改正後:25水系333河川)

○**流域水害対策計画**は、**19水系283河川**で策定されている(法改正前:7水系55河川、法改正後:12水系228河川)

【凡例】

- ◇ : 法改正前 指定済み特定都市河川(代表河川)
- ◆ : 法改正後 指定済み特定都市河川(代表河川)

下線 : 特定都市河川の指定を検討している河川
(水系名で記載している水系は指定河川について検討中)



特定都市河川浸水被害対策法

第4条 (略) **特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは**、当該特定都市河川の河川管理者、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む(略)市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者(以下「河川管理者等」という。)は、共同して、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るための対策に関する計画(以下「**流域水害対策計画**」という。) **を定めなければならない。**

<流域水害対策計画に定める事項>

特定都市河川浸水被害対策法第4条2項

1 計画期間	8 特定都市河川流域において河川管理者および下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項
2 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針	9 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項
3 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨	10 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項
4 都市浸水想定	11 都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項
5 特定都市河川の整備に関する事項	12 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針
6 特定都市河川流域において河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項	13 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置
7 下水道管理者が行う特定都市河川下水道の整備に関する事項	14 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

中村川 流域水害対策計画 策定スケジュール（案）①

- 中村川では、令和4年8月の出水による被害を受け、河川激甚災害対策特別緊急事業を令和8年度まで実施する計画。
- 激特事業完成後、令和9年度から特定都市河川浸水被害対策推進事業に着手（現在の広域河川改修事業を格上げ）し、切れ目なく、一連区間における治水安全度向上を推進したい考え。
- このため、令和8年度の流域水害対策計画策定を目指す。
- 計画策定に当たっては、別途策定予定の「中村川河川整備計画」と整合を図りながら検討を進める。

<流域水害対策計画策定の概略スケジュール>



中村川 流域水害対策計画 策定スケジュール（案）②

【青森県】

【国土交通省】

